日EU戦略的パートナーシップ協定(SPA)

1. 交渉の経緯と現状

- 2011年5月の日EU定期首脳協議において、政治、グローバル課題、その他の 分野別協力を包括的に対象とし、拘束力を有する協定(戦略的パートナーシップ 協定(Strategic Partnership Agreement: SPA(仮称))の交渉の開始を決定。予備 的な交渉を経て、2013年3月に本交渉を開始。
- ●現在までに12回の交渉会合(含む中間会合)を実施。EPAと並行して交渉を進め、 早期妥結を目指すことで一致している。



2. 協定の意義

- ●民主主義、法の支配、人権等の<u>基本的価値を共有する日本とEUが、幅広い分野における協力のあり方</u>について合意し、戦略的観点から、包括的な関係強化を図る。
- ●日EU間の基本文書としては、これまで日本EC共同宣言(1991年)及び日EU行動計画(2001-2010年) を策定しているが、法的拘束力を有する協定は初めて。
- ●これまでの日EU協力の進展や成果を踏まえ、世界及び地域の平和、安定及び繁栄の実現などを目的として、将来に亘る日EUの戦略的パートナーシップの法的基盤となることが期待される。

(参考) EUと第三国との類似の協定

- ・EUは、至近では、カナダ(2014年9月)、豪(2015年4月)、NZ(2015年5月)と類似の協定(SPA・枠組協定等)の交渉を終了(これまで8カ国、2地域と同様の協定を締結。)。
- ・これらの協定では、軍縮・不拡散、テロ対策、気候変動、教育、司法等、幅広い分野について、一般的な協力を規定。